

高松市脱炭素先行地域共創コンソーシアム（仮称）規約

（名称）

第1条 本コンソーシアムは、「高松市脱炭素先行地域共創コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（目的）

第2条 コンソーシアムは、高松市のゼロカーボンシティの実現に向けて、多様な主体の積極的な参画や連携を促し、再生可能エネルギーの導入拡大を始め、エネルギーの地産地消の推進や、市民や事業者の行動変容の促進などに取り組むことによって、高松市の地域特性を踏まえた脱炭素先行地域づくり事業を共に推進し、脱炭素と地域課題の解決の同時実現を図ることを目的とする。

（活動内容）

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1） 脱炭素先行地域づくり事業の意見交換、情報共有及び情報発信に関すること。
- （2） 脱炭素先行地域づくり事業の取組に係る進捗状況、取組評価、課題整理、スケジュール確認に関すること。
- （3） 脱炭素先行地域以外のエリアへの取組展開に関すること。
- （4） 脱炭素に関するサービスや技術等の会員間のマッチングに関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

（会員）

第4条 コンソーシアムの会員は、次のとおりとする。

- （1） 正会員 コンソーシアムの目的に賛同し、高松市脱炭素先行地域計画に基づく取組を主体的に実施する共同提案者及び高松市
- （2） 一般会員 コンソーシアムの目的に賛同する企業及び団体等であって、会長が適当と認める事業者及び団体等
- （3） オブザーバー 国、地方公共団体等であって、会長が適当と認める者

2 コンソーシアムの会費等は、無償とする。

（組織）

第5条 コンソーシアムの代表者として会長1名、副会長2名を置く。

- 2 会長は、高松市長をもって充てる。
- 3 会長は、会員の中から副会長を指名する。
- 4 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、コンソーシアムの運営上必要であるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 コンソーシアムの会議は、会員をもって構成し、原則、毎年度1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又はオンライン等による開催とすることができる。

2 コンソーシアムの会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じて、コンソーシアムの会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 コンソーシアムは、その目的を達成するために必要な取組を具体的に検討、推進するためのワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、その目的に賛同する会員で構成する。

3 ワーキンググループは、同グループに属する正会員間の互選によって座長を選定する。

4 座長は、自身が牽引するワーキンググループにおいて勉強会の企画、運営及び参加企業の支援を行う。

5 会員は、必要に応じて一つあるいは複数のワーキンググループに参加することができる。

6 ワーキンググループが推進する取組において、経費等が発生する場合、ワーキンググループに属する会員間で協議により負担する。

(アドバイザー)

第8条 コンソーシアムは、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは会長が委嘱する。

3 アドバイザーはコンソーシアム及びワーキンググループの会議に、会長の招集により出席できるものとする。

(設置期間)

第9条 コンソーシアムの設置期間は、令和13年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、高松市ゼロカーボンシティ推進課に置く。

2 事務局は、以下の各号の事務を行う。

(1) 会員に係る各種窓口

(2) コンソーシアムにおける対外的な情報発信に係る各種事務

(3) 会議招集等、総会及びワーキンググループの運営に係る各種事務

(会議の公開)

第11条 会議は、公開とする。ただし、会議の議事に高松市情報公開条例（平成12年条例第39号）第7条に規定する非公開情報が含まれるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(秘密保持)

第12条 コンソーシアムの活動において知り得た他の会員の技術的な情報等、業務上の秘密については、コンソーシアムへの在籍期間中及び退会後を問わず、コンソーシアムの目的以外に使用せず、その一切について第三者に開示又は漏洩してならない。ただし、事前に開示される情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(活動報告)

第13条 コンソーシアム及び会員が外部にコンソーシアムの活動を報告する場合は、事前に報告内容に関するすべての当事者の承諾を受けなければならない。

(規約の制定改廃)

第14条 本規約の制定改廃は、会長が行い、改廃した場合は、会員に通知する。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 本規約は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 コンソーシアムの設立当初の会員は、第4条の規定にかかわらず、設立時の総会における承認をもって、設立の日から会員となる。